

電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則

(2024 年 10 月 25 日 制 定)

(2026 年 6 月 15 日 一部改正)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規則は、事業会員（電子決済手段）の行う電子決済手段関連業務に係る取引に関し、利用者のために管理する金銭及び電子決済手段を事業会員（電子決済手段）が適切に管理するために必要な事項並びに電子決済手段の流出、消失又は不正利用等（以下「流出等」という。）のリスクへの対応に関する事項を定め、利用者財産の保護及び電子決済手段関連業務に対する利用者からの信頼向上を図ることを目的とする。ただし、本規則は、利用者のために金銭又は電子決済手段の管理を行う事業会員（電子決済手段）にのみ適用される。

第 2 章 体制の整備

(基本事項)

第 2 条 事業会員（電子決済手段）は、電子決済手段関連業務に係る取引に関し利用者のために管理する金銭又は電子決済手段（契約により事業会員（電子決済手段）が消費できる電子決済手段を除く。以下「利用者財産」という。）を、資金決済法（以下「法」という。）、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（以下「府令」という。）その他関連法令等に定める内容に従い、自己の金銭又は電子決済手段と分別して管理しなければならない。

2 事業会員（電子決済手段）は、前項に定める利用者財産の分別管理に係る業務（以下「分別管理業務」という。）を経営上の最重要事項と位置付けた上で、分別管理業務を適正かつ確実に遂行するために必要な体制を整備しなければならない。

(社内規則)

第 3 条 事業会員（電子決済手段）は、分別管理業務に関する社内規則を定めなければならない。

2 前項に定める社内規則は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 分別管理業務の執行方法及び手続きの詳細に関する事項
- (2) 分別管理業務に係る業務記録の作成及び保存に関する事項
- (3) 分別管理業務の職務分掌に関する事項
- (4) 分別管理業務の各担当者における事務マニュアルの整備に関する事項
- (5) 残高の不一致その他不適切な状況発生時の対処方法に関する事項
- (6) 残高の不一致その他不適切な状況発生時における取締役会その他これに準ずる意思決定機関への報告に関する事項
- (7) 分別管理業務に関する内部監査及び外部監査に関する事項
- (8) 電子決済手段の分別管理業務を第三者に委託する場合には当該第三者による分別管理業務の検証に関する事項

(責任部門等)

第4条 事業会員（電子決済手段）は、前条で定める社内規則その他本規則に定める分別管理業務を担当する部門（以下「分別管理部門」という。）を設置しなければならない。

2 事業会員（電子決済手段）は、分別管理業務に携わる役職員の業務適性を確認し、かつ、適切な人員を分別管理部門に配置しなければならない。

3 事業会員（電子決済手段）は、分別管理業務が適切に行われるように、当該業務に従事する役職員に対し、関連法令等の内容について教育研修及び業務指導等の実施に努めなければならない。

4 事業会員（電子決済手段）は、分別管理部門において、次の各号に掲げる業務の担当者を設置するものとする。なお、各業務の担当者は、金銭及び電子決済手段の種別ごとに定めるものとし、一の役職員に、受払担当者と照合担当者を兼務させてはならない。また、事故・不正行為等防止の観点から、例えば、各担当者を定期的に交代させる等の適切な措置をとらなければならない。

- (1) 利用者財産の受払いに係る担当者（以下「受払担当者」という。）
- (2) 利用者財産の残高と帳簿上の残高を照合し、残高不一致その他不適切な状況発生時にはこれを是正する担当者（以下「照合担当者」という。）

(分別管理の執行方法の明記)

第5条 事業会員（電子決済手段）は、利用者財産について、具体的な分別管理の執行方法を利用者との契約に明記し、利用者の同意を得なければならない。

2 事業会員（電子決済手段）は、第三者に利用者財産（電子決済手段に限る。）の管理

を委託する場合には、その旨を契約に明記し、利用者からの同意を得なければならない。

(分別管理監査に係る対応)

第6条 事業会員（電子決済手段）は、府令第33条第4項に規定する金銭分別管理監査及び府令第39条に規定する電子決済手段分別管理監査（以下、これらを総称して「分別管理監査」という。）に対応するための必要な社内体制を整備しなければならない。

2 事業会員（電子決済手段）は、分別管理監査において把握・指摘された重要な事項が、遅滞なく取締役会及び監査役会（取締役会及び監査役会が設置されている場合に限る。）に報告される体制を整備しなければならない。

3 事業会員（電子決済手段）は、分別管理監査において指摘された事項について、遅滞なく改善しなければならない。また、事業会員（電子決済手段）の内部監査部門は、その改善状況を適切に把握・検証しなければならない。

4 事業会員（電子決済手段）は、利用者財産の分別管理の状況に係る公認会計士又は監査法人による監査の報告書を、分別管理監査の基準日から4か月以内に管轄の財務局に提出しなければならない。

第3章 金銭の分別管理

(金銭等の預託の原則禁止)

第7条 事業会員（電子決済手段）は、利用者から金銭その他の財産（電子決済手段を除く。）の預託を受け、又は資金決済に関する法律施行令第19条の7で定められる密接関係者に利用者の金銭その他の財産を預託させてはならない。

2 前項にかかわらず、事業会員（電子決済手段）は、利用者から預託を受ける金銭（以下「預り金」という。）を信託会社等への金銭信託（以下「利用者区分管理金銭信託」という。）を設定する方法により、自己の固有財産と区別して管理するときは、電子決済手段の交換等に関して利用者から金銭の預託を受けることができる。

3 前項の利用者区分管理金銭信託に係る信託契約については、府令第33条第2項に掲げる要件を充足するものでなければならない。

(利用者区分管理必要額等の算定)

第8条 事業会員（電子決済手段）は、前条に基づいて利用者から金銭の預託を受ける場合は、個別利用者区分管理金額（利用者から預託を受けた金銭を当該利用者ごとに算定

した額をいう。以下同じ。)及び利用者区分管理必要額(個別利用者区分管理金額の合計額をいう。以下同じ。)を、毎営業日計算の上、記録しなければならない。

2 事業会員(電子決済手段)は、前項に基づく計算を行うに際しては、次の各号に掲げる手続を含むものでなければならない。

- (1) 信用取引を行う利用者の個別利用区分管理金額を計算するに際しては、「電子決済手段信用取引に関する規則」第5条に基づいて算出された利用者の保有する建玉の評価益を含むものとし、又は評価損を控除することが出来るものとして計算すること。
- (2) 利用者から預かった全ての預り金を利用者区分管理必要額の計算に含めること。
- (3) 利用者区分管理必要額の計算を1円単位で行うこと。
- (4) 個別の利用者の預り金残高がマイナスとなる場合には、当該利用者に係る個別利用者区分管理金額をゼロと計算の上、利用者区分管理必要額を計算すること。
- (5) 入金処理の時限以内に入金が確認されたものを、当日の利用者区分管理必要額の計算対象とすること。
- (6) 入金処理の時限以降に入金が確認されたものは、翌営業日の利用者区分管理必要額の計算対象とすること。
- (7) 預り金が外貨の場合には、あらかじめ定められた外貨の円換算レートに従って換算された金額を、利用者区分管理必要額の計算対象とすること。
- (8) 利用者より受入小切手その他金銭と同一の性質を有するものを受け入れた場合には、あらかじめ定められた評価方法に従って評価された金額をもって、当該受入小切手等を利用者区分管理必要額の計算対象とすること。
- (9) 利用者からの未収入金(収納代行業者、デビットカード及びクレジットカード等を利用して利用者から入金を受けた金銭のうち、会員が現に受領していない金銭をいう。)を利用者区分管理必要額の計算対象とすること。
- (10) 会計処理ミス等によって異常値が発生した場合には、適切にこれを補正すること。
- (11) 利用者区分管理必要額の計算過程を保存すること。

3 事業会員(電子決済手段)は、第1項に規定する場合において、1か月を超えない期間ごとに、次に掲げるデータを照合しなければならない。

- (1) 総勘定元帳の預り金の勘定残高の合計額
- (2) 会員が算定する利用者区分管理必要額
- (3) 利用者勘定元帳記載の差引残高データの合計額
- (4) 府令第75条第1項第6号イに定める帳簿記載の利用者ごとの預り金の残高の合計量

(利用者区分管理金銭信託による分別管理)

第 9 条 事業会員（電子決済手段）は、利用者区分管理金銭信託に係る信託財産に自己の金銭を混蔵させてはならない。ただし、利用者区分管理金銭信託金銭に係る信託財産の残高が利用者区分管理必要額に不足する事態を防止するために必要な金額その他信託事務の処理に必要な費用を混蔵して管理できる旨をあらかじめ社内規則に定めた場合には、当該必要額を限度に利用者区分管理金銭信託に係る信託財産に自己の金銭を混蔵して管理することができる。

2 事業会員（電子決済手段）は、利用者区分管理金銭信託に関し、自社の商号（名称）・代表者・住所・届出印鑑及び受益者代理人の住所・氏名・届出印鑑等に変更が生じた場合は、分別管理信託に係る信託契約の定めに従って所定の届出等を行わなければならない。

3 事業会員（電子決済手段）は、利用者区分管理金銭信託の受託者を変更する場合、利用者区分管理金銭信託の効力に切れ目が生じることがないように、既に締結済みの信託契約の解約及び新たな受託者との信託契約の締結を行うものとする。

4 事業会員（電子決済手段）は、利用者区分管理金銭信託の追加、解約又は一部解約を受払担当者以外の者に行わせてはならない。

(利用者区分管理金銭信託の残高照合)

第 10 条 事業会員（電子決済手段）は、照合担当者をして、利用者区分管理金銭信託に係る信託財産の残高と利用者区分管理必要額を適切に照合させなければならない。

2 事業会員（電子決済手段）は、前項に基づく照合を行うに際しては、次の各号に掲げる手続を含むものでなければならない。

(1) 信託財産の元本の残高と利用者区分管理必要額について、毎営業日に照合を行うこと。また、受託者から送付される信託財産報告書等との定期的な照合を行うこと。

(2) 追加信託又は信託の一部解約に関する指図が誤っていないかの確認を行うこと。

(3) 信託財産の元本の残高と利用者区分管理必要額が合致しない場合には、その原因を分析（利用者からの苦情内容の確認等を含む。）すること。

(4) 前号に基づく分析結果ではその原因が究明できない場合には、速やかに取締役会その他これに準ずる意思決定機関へ報告するとともに、内部監査部門に報告すること。

(5) 信託財産の元本の残高と利用者区分管理必要額を比較し、不足額がある場合には、不足額が生じた日の翌日から起算して 2 営業日以内に、その不足額に相当する金銭が追加信託されていることを確認すること。

第4章 電子決済手段の分別管理

(分別管理の方法)

第11条 事業会員（電子決済手段）は、利用者財産である電子決済手段（以下「利用者電子決済手段」という。）を管理するときは、信託会社等への電子決済手段の信託（以下「利用者区分管理電子決済手段信託」という。）を設定し、当該信託会社等において、当該利用者電子決済手段を、当該信託会社等の電子決済手段を管理するウォレットとは別のウォレットで管理させ、かつ、利用者ごとの保有量が帳簿により直ちに判別できる状態で管理させる方法により、当該電子決済手段を管理しなければならない。

2 前項に定める利用者区分管理電子決済手段信託に係る信託契約については、府令第38条第2項に掲げる要件を充足するものでなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、事業会員（電子決済手段）は、府令第38条第3項の財務局長等の承認を受けたときは、信託法第3条第3号の方法により利用者電子決済手段の信託（以下「利用者区分管理電子決済手段自己信託」という。）をして、当該利用者電子決済手段を、自己の電子決済手段を管理するウォレットとは別のウォレットで管理し、かつ、利用者ごとの保有量が帳簿により直ちに判別できる状態で管理する方法により、当該電子決済手段を管理することができる。

4 前項に定める利用者区分管理電子決済手段自己信託は、府令第38条第5項に掲げる要件を充足するものでなければならない。

(利用者に帰属することが明らかであるときの分別管理の方法)

第12条 事業会員（電子決済手段）は、前条にかかわらず、利用者電子決済手段を管理する場合において、当該利用者電子決済手段が利用者に帰属することが明らかであるときは、以下のいずれかの方法により、当該電子決済手段を管理しなければならない。

(1) 利用者電子決済手段を自己で管理する場合は、利用者電子決済手段を、自己の電子決済手段を管理するウォレットとは別のウォレットで管理しなければならない。また、利用者ごとの保有量が帳簿により直ちに判別できる状態で管理しなければならない。

(2) 利用者電子決済手段を第三者に管理させる場合は、当該第三者をして、当該第三者の電子決済手段を管理するウォレットとは別のウォレットで管理させなければならない。また、利用者ごとの保有量が帳簿により直ちに判別できる状態で管理させなければならない。

(利用者区分管理必要数量等の算定)

第13条 事業会員（電子決済手段）は、利用者のために管理する利用者電子決済手段（第

11 条第 1 項又は第 3 項の規定により利用者区分管理電子決済手段信託又は利用者区分管理電子決済手段自己信託（以下「利用者区分管理電子決済手段信託等」という。）を設定して管理するものに限る。以下同じ。）については、個別利用者区分管理数量（当該利用者電子決済手段（前条の規定により管理するものを除く。）を当該利用者ごとに算定した数量をいう。以下同じ。）、及び利用者区分管理必要数量（個別利用者区分管理数量の合計数量をいう。以下同じ。）を、毎営業日計算の上、記録しなければならない。

2 事業会員（電子決済手段）は、前項に基づく計算を行うに際しては、次の各号に掲げる手続を含むものでなければならない。

(1) 利用者区分管理必要数量の計算を当該電子決済手段に対し会員の定める最少単位で行うこと。ただし、単位未満の数については切り上げとすること。

(2) 個別の利用者のために管理する電子決済手段の残高がマイナスとなる場合には、当該利用者に係る個別利用者区分管理数量をゼロと計算の上、利用者区分管理必要数量を計算すること。

(3) 電子決済手段の受入処理の時限以内に受入が確認されたものを、当日の利用者区分管理必要数量の計算対象とすること。

(4) 電子決済手段の受入処理の時限以降に受入が確認されたものは、翌営業日の利用者区分管理必要数量の計算対象とすること。

(5) 会計処理ミス等によって異常値が発生した場合には、適切にこれを補正すること。

(6) 個別利用者区分管理数量及び利用者区分管理必要数量を毎営業日算定すること。

(7) 前号の計算過程を保存すること。

3 事業会員（電子決済手段）は、1 か月を超えない期間ごとに、利用者区分管理必要数量に関する次のデータを照合しなければならない。

(1) 利用者電子決済手段の残高データ

(2) 会員が算定する利用者区分管理必要数量

(3) 電子決済手段管理明細簿記載の利用者ごとの利用者電子決済手段の差引残高の合計量

(4) 府令第 75 条第 1 項第 7 号に定める帳簿記載の利用者ごとの利用者電子決済手段の残高の合計量

（利用者区分管理電子決済手段信託等による分別管理）

第 14 条 事業会員（電子決済手段）は、第 11 条第 1 項又は第 3 項の規定による利用者区分管理電子決済手段信託等については、利用者区分管理電子決済手段信託等に係る信託財産に自己の電子決済手段を混蔵させてはならない。ただし、利用者区分管理電子決済手段

信託等に係る信託財産の有高が利用者区分管理必要額に不足する事態を防止するために必要な金額その他信託事務の処理に必要な数量及び当該数量を混蔵して管理できる旨をあらかじめ社内規則に定めた場合には、当該必要額を限度に利用者区分管理電子決済手段信託等に係る信託財産に自己の電子決済手段を混蔵して管理することができる。

2 前項の社内規則に定めた必要な数量を超える混蔵が発生した場合には、発生日の翌日から起算して5営業日以内に当該混蔵を解消しなければならない。

3 事業会員（電子決済手段）は、利用者区分管理電子決済手段信託に関し、自社の商号（名称）・代表者・住所・届出印鑑及び受益者代理人の住所・氏名・届出印鑑等に変更が生じた場合は、分別管理信託に係る信託契約の定めに従って所定の届出等を行わなければならない。

4 事業会員（電子決済手段）は、利用者区分管理電子決済手段信託の受託者を変更する場合、利用者区分管理電子決済手段信託の効力に切れ目が生じることがないように、既に締結済みの信託契約の解約及び新たな受託者との信託契約の締結を行うものとする。

5 事業会員（電子決済手段）は、利用者区分管理電子決済手段信託等の追加、解約又は一部解約を受払担当者以外の者に行わせてはならない。

（残高照合）

第15条 事業会員（電子決済手段）は、照合担当者をして、利用者区分管理電子決済手段信託等に係る信託財産の有高と利用者区分管理必要数量を適切に照合させなければならない。

2 事業会員（電子決済手段）は、前項に基づく照合を行うに際しては、次の各号に掲げる手続を含むものでなければならない。

(1) 信託財産の元本の有高と利用者区分管理必要数量について、毎営業日に照合を行うこと。また、受託者から送付される信託財産報告書等との定期的な照合を行うこと。

(2) 追加信託、信託の一部解約又は利用者電子決済手段の受払いに関する指図が誤っていないかの確認を行うこと。

(3) 信託財産の元本の有高と利用者区分管理必要数量が合致しない場合には、その原因を分析（利用者からの苦情内容の確認等を含む。）すること。

(4) 前号に基づく分析結果ではその原因が究明できない場合には、速やかに取締役会その他これに準ずる意思決定機関へ報告するとともに、内部監査部門に報告すること。

(5) 信託財産の元本の有高と利用者区分管理必要数量を比較し、不足額がある場合には、第11条第1項の規定により電子決済手段を管理する場合においては不足額が生じた日の翌日

から起算して2営業日以内に、第11条第3項の規定により電子決済手段を管理する場合においては不足額が生じた日の翌営業日までに、その不足額に相当する金銭が追加信託されていることを確認すること。

3 事業会員（電子決済手段）は、照合担当者をして、第12条第1項の規定により管理する利用者電子決済手段について、と当該利用者電子決済手段の合計量を照合させなければならない。

4 事業会員（電子決済手段）は、前項に基づく照合を行うに際しては、次の各号に掲げる手続を含むものでなければならない。

(1) 利用者電子決済手段（第12条第1項の規定により管理するものに限る。以下、本条において同じ。）のブロックチェーン上の有高と当該利用者電子決済手段の残高データの合計量について、毎営業日照合すること。第12条第1項第2号に基づき利用者電子決済手段を第三者に管理させる場合には、第三者が発行した残高証明書その他ブロックチェーン上の利用者電子決済手段の有高を証明する書類記載の数量と、当該利用者電子決済手段の残高データの合計量を、毎営業日照合すること。

(2) 受払担当者による利用者電子決済手段に係るウォレットの受払いに関する指図が誤っていないかの確認を行うこと。

(3) 第1号の照合の結果が合致しない場合には、その原因を分析（利用者からの苦情内容の確認等を含む。）すること。

(4) 前号に基づく分析結果ではその原因が究明できない場合には、速やかに取締役会その他これに準ずる意思決定機関へ報告するとともに、内部監査部門に報告すること。

(5) 第1号の照合の結果、ブロックチェーン上の有高に不足額がある場合には、その翌日から起算して5営業日以内利用者との間で、5営業日より短い期限までに利用者電子決済手段を払い出す旨の合意を行った場合には当該期限内）に、その不足が解消されていることを確認すること。

（電子決済手段の安全管理）

第16条 事業会員（電子決済手段）は、利用者電子決済手段を第11条第3項の規定による利用者区分管理電子決済手段自己信託により管理する場合には、利用者電子決済手段を移転するために必要な秘密鍵を府令第38条第3項後段に規定する方法で管理するものとする。

2 事業会員（電子決済手段）は、利用者電子決済手段（府令第38条第7項第1号柱書で定める必要最小限度の電子決済手段を除く。以下、本項及び次項において同じ。）を第12

条第1項第1号の規定により自己で管理する場合は、利用者電子決済手段を移転するために必要な秘密鍵を府令第38条第7項第1号ロに規定する方法で管理するものとする。

3 事業会員（電子決済手段）は、第12条第1項第2号の規定により第三者をして利用者電子決済手段の管理させる場合は、府令第38条第7項第2号ロに規定する方法で管理するものとする。

4 事業会員（電子決済手段）は、利用者電子決済手段の全部又は一部が、前三項に定める方法以外の方法により管理される事態となった場合には、当該事態が生じた日の翌日から起算して1営業日以内に、当該事態を解消させなければならない。

5 事業会員（電子決済手段）は、電子決済手段が当該利用者に帰属することが明らかである場合において、第2項又は第3項に定める方法以外の方法で利用者電子決済手段の管理を行う場合、府令第38条第7項柱書に定める必要最小限度の範囲で、当該方法で管理する利用者電子決済手段の上限をあらかじめ社内規則で定めなければならない。

6 事業会員（電子決済手段）は、前項の社内規則で定めた上限を協会に届け出なければならない。また、事業会員（電子決済手段）は、当該上限を変更する場合には、あらかじめ協会に届け出なければならない。

（外国電子決済手段である利用者電子決済手段を管理等する場合の特則）

第17条 事業会員（電子決済手段）は、外国電子決済手段である利用者電子決済手段を管理する場合には、当該外国電子決済手段を発行する者がその債務の履行等（法第2条第7項に規定する債務の履行等をいう。）を行うことが困難となった場合その他当該外国電子決済手段の価値が著しく減少した場合に、当該電子決済手段等取引業者が、利用者（国内にある利用者と国外にある利用者とを区分することができる場合にあっては、国内にある利用者。本項において同じ。）のために管理をする当該外国電子決済手段について、当該債務の履行等が行われることとされている金額と同額で買取りを行うことを約する措置及び当該買取りを行うために必要な資産の保全その他これと同等の利用者の保護を確保することができるものと合理的に認められる措置を講じる。

2 事業会員（電子決済手段）は、当該会員が利用者（電子決済手段等取引業者等を除く。）のために外国電子決済手段の管理をすること（当該利用者の外国電子決済手段を移転するために管理をすることを含む。）及び移転をすること（電子決済手段の交換等に伴うものを含む。）ができる金額が、当該会員が資金移動業者の発行する電子決済手段（法第36条の2第2項に規定する第二種資金移動業に係るものに限る。）を取り扱う場合と同等の水準となることを確保するために必要な措置を講じるものとし、以下の措置を講じるものとする。

(1) 利用者の指図により外国電子決済手段を移転する場合(電子決済手段等取引業者が管理しないウォレットに移転する場合を含み、電子決済手段の交換等に伴うものを含む。)において、その1回当たりの移転可能額を100万円以下に限定する措置

(2) 利用者電子決済手段である外国電子決済手段の金額が1人当たり100万円を超える場合において、当該利用者電子決済手段のうち、その移転がなされる蓋然性が低いと判断されるものについては、その利用者の外国電子決済手段の買取りその他当該利用者が当該外国電子決済手段を保有しないための措置

(利用者への周知)

第18条 事業会員(電子決済手段)は、具体的な秘密鍵の保管環境、保管方針その他利用者電子決済手段の流出等のリスクを低減するために講じている措置、利用者電子決済手段の流出等を検知するための措置及び流出等を検知した場合の対応措置の概要を、自社のホームページ等に掲載する方法により、利用者に対して周知しなければならない。ただし、周知することにより利用者保護が図られないおそれがある情報についてはこの限りでない。

(委託先の管理)

第19条 事業会員(電子決済手段)は、利用者電子決済手段の管理を第三者に委託する場合には、当該第三者による利用者電子決済手段の管理に係る業務(以下「委託管理業務」という。)の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な社内管理体制を整備しなければならない。

2 前項に基づく社内管理体制の整備には、以下の事項を含むものとする。

(1) 委託先の信用状況の確認

(2) 委託先において照合担当者及び受払担当者が選任されており、前8条の定めに従って適正に委託管理業務が行われていることの定期的な確認

(3) 外部監査により、本規則及び関連法令等の内容に従って適正に委託管理業務が行われているかの検証が行われていることの確認

(4) 委託先の業務継続が不能又は困難になった場合の分別管理業務の継続体制

(5) 前各号のほか、法第62条の11及び府令第26条各号に定める措置の実施

(受託時の対応)

第20条 事業会員(電子決済手段)は、電子決済手段の管理を他の電子決済手段等取引業者から受託する場合には、当該委託元による分別管理に係る体制(前条に定める委託先の管理に係る社内体制を含むがこれに限られない。)の整備に、実務上可能な限り、協力しな

なければならない。

(協会への報告)

第 21 条 事業会員（電子決済手段）は、利用者財産の分別管理の状況に係る公認会計士又は監査法人による監査の報告書を、同報告書の基準日から 4 か月以内に、協会に報告しなければならない。

2 事業会員（電子決済手段）は、前項の監査結果に関し、利用者財産の分別管理の状況について重大な指摘を受けた場合には、分別管理業務に係る業務改善の計画を取りまとめ、協会に提出しなければならない。

3 事業会員（電子決済手段）は、電子決済手段の流出等、利用者財産が毀損する事態が発生した場合には、速やかに、当該内容を協会に届出なければならない。

4 事業会員（電子決済手段）は、利用者財産の分別管理に重大な支障を与える可能性のある事態が発生した場合又は発生するおそれがあると判断した場合には、速やかに、当該内容を協会に報告しなければならない。

第 5 章 流出等のリスクへの対応

(流出等のリスクへの対応)

第 22 条 事業会員（電子決済手段）は、電子決済手段(利用者電子決済手段を含むがこれに限られない。以下同じ。)の流出等の原因となり得るリスク（以下「流出等のリスク」という。）を、電子決済手段の種別ごとに特定・評価するものとし、流出等のリスクを低減するために、次条以下に規定する措置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 事業会員（電子決済手段）は、電子決済手段電子決済手段の流出等を直ちに検知するために必要な内部管理体制及び流出等を検知した場合に検知内容を速やかに社内周知するための社内連絡体制を整備するとともに、流出等への対応として、二次被害の防止、被害にあった利用者への対応、関係者への報告等の措置を講じることができる緊急時体制を構築するためのコンティンジェンシープランを策定しなければならない。

3 事業会員（電子決済手段）は、電子決済手段の管理に係るシステム等の変更が行われるときには、当該変更にあわせてコンティンジェンシープランの見直しを行い、変更後のシステムに適した対応手順を定めなければならない。

4 事業会員（電子決済手段）は、電子決済手段の管理担当者に対し、漏えい時対応に係る訓練を実施し、当該事態が発生した場合には、速やかに手順を実行する準備が整ってい

ることを確認しなければならない。

（電子決済手段の保管）

第 23 条 事業会員（電子決済手段）は、次の各号に従い、電子決済手段を安全に管理しなければならない。

- (1) ハッキングによる電子決済手段の流出等を防止するため、単位時間あたりに外部送金する予想数量を著しく上回る数量をオンライン環境に保管しないようにすること。
- (2) 管理する電子決済手段の数量に応じて複数のウォレットを設置し、流出等のリスクを分散すること。
- (3) 保管する電子決済手段に関する最新のセキュリティ情報を入手し、保管上の対策向上に努めること。

（秘密鍵の管理）

第 24 条 事業会員（電子決済手段）は、電子決済手段の管理のために使用する乱数生成器に関し、次の各号を定め、適切に管理しなければならない。

- (1) 使用する秘密鍵及びシード（秘密鍵の生成に用いる値をいう。以下「秘密鍵等」という。）の生成者に関する事項
- (2) 秘密鍵等及びアドレスの生成手法の事前検証に関する事項
- (3) 乱数生成器の仕様に関する事項
- (4) 乱数の保管量に関する事項

2 事業会員（電子決済手段）は、電子決済手段を管理するウォレット（バックアップのためのウォレットを含む。）に関し、次の各号を定め、適切に管理しなければならない。

- (1) 秘密鍵等の暗号化及び復号に関する事項（暗号化方式及び暗号強度に関する事項を含む。）
- (2) マルチシグネチャー又は秘密鍵の断片化に関する事項
- (3) 秘密鍵等へのアクセス権に関する事項
- (4) 秘密鍵等へのアクセスの検知及び記録に関する事項
- (5) 電子決済手段の移転時に使用するアドレスに関する事項
- (6) ウォレットの機能の検証に関する事項
- (7) 秘密鍵等の場所的分散管理及び組織的分散管理に関する事項（マルチシグネチャーに使用する秘密鍵又は断片化された秘密鍵の分散管理に関する事項を含む。）

(秘密鍵の利用)

第 25 条 事業会員（電子決済手段）は、秘密鍵の利用に関し、次の各号を定め、適切に管理しなければならない。

- (1) 秘密鍵等の管理担当者の認証に関する事項
- (2) 秘密鍵等の使用環境に関する事項
- (3) 秘密鍵等の管理担当者の適正性確認に関する事項
- (4) 署名前の送金確認に関する事項

(管理担当者への権限付与等)

第 26 条 事業会員（電子決済手段）は、秘密鍵等の管理担当者への権限の付与及び権限の解除、変更（以下、「権限の付与等」という。）を行い際は、適切かつ確実に行わなければならない。

2 事業会員（電子決済手段）は、前項の措置を実践するため、権限の付与等を行うための手順を定め、当該手順を経由して適切に行わなければならない。

3 事業会員（電子決済手段）は、電子決済手段の管理に関連するすべての情報システムの役割とシステム領域ごとの権限の付与状況等を記録し、秘密鍵等へのアクセス権限を管理しなければならない。

4 事業会員（電子決済手段）は、秘密鍵等の管理担当者への権限の付与等を承認した者及び付与等に係る作業を行った者、作業結果の確認結果を記録し、保管しなければならない。

5 事業会員（電子決済手段）は、内部監査をもって、秘密鍵等の管理担当者への権限の付与等の業務が適切に行われていることを検証しなければならない。

(セキュリティの点検)

第 27 条 事業会員（電子決済手段）は、電子決済手段の管理に係るシステムに対して、システムへの外部からの侵入に対する脆弱性や特権 ID 保有者及びその他のアクセス権限者の管理状況など、セキュリティに関する重要事項について、定期的に点検しなければならない。

2 事業会員（電子決済手段）は、前項の点検により把握した脆弱性への対処方針を策定し、計画的に対処しなければならない。

(データの破棄方針)

第 28 条 事業会員（電子決済手段）は、電子決済手段の管理に係る業務において使用されるすべての情報記録媒体に対し、当該媒体に蓄積するデータを削除するための要件及び削除手順、廃棄の検証手順を定めなければならない。

2 事業会員（電子決済手段）は、前項の手順に従い行ったデータの廃棄状況について検証し、その結果を記録保存しなければならない。

（電子決済手段の入出金）

第 29 条 事業会員（電子決済手段）は、担当者以外の者に、電子決済手段の出金を行わせてはならない。

2 事業会員（電子決済手段）は、電子決済手段の入出金（ブロックチェーン等のネットワーク上に反映されないものを含む。）を行った場合には、当該電子決済手段の入出金を適切に帳簿に反映するなど適時かつ適切に記録しなければならない。

3 事業会員（電子決済手段）は、次の各号の基準を設け、利用者電子決済手段の入出金状況をモニタリングしなければならない。

(1) 1 回の指示による入出金額

(2) 同一利用者からの一定期間内に指示された入出金総額

(3) 全利用者による単位時間当たり入出金累計額

4 事業会員（電子決済手段）は、前項のモニタリングにより基準値に達した場合には、即時に責任者に伝達され、必要に応じ出金業務の停止その他必要な措置を速やかに実施する体制を整備しなければならない。

（自己の電子決済手段の残高確認）

第 30 条 事業会員（電子決済手段）は、少なくとも 1 日に 1 回、自己保有の電子決済手段の残高データとブロックチェーン上の電子決済手段の有高とを照合し、差異が生じていないことを確認しなければならない。

2 事業会員（電子決済手段）は、前項の照合の結果、差異を発見した場合には、速やかにその原因を特定し、電子決済手段の保全のために必要な措置を施すとともに、プログラムの欠陥その他システム上の不具合に起因する場合には、プログラム等の改修を図らなければならない。

附則（2024 年 5 月 10 日決議）

この規則は、2024 年 10 月 25 日から施行する。

附則（2026 年 6 月 15 日決議）

この規則は、2026 年 6 月 30 日から施行する。

「電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則」に関するガイドライン

(2024 年 10 月 25 日 制 定)

(2026 年 6 月 15 日 一部改正)

本規則は、第 2 章から第 5 章までは利用者財産の管理について定め、第 6 章においては利用者財産に限らず、事業会員（電子決済手段）が管理する電子決済手段の流出リスクへの対応について定めるものです。

第 2 条第 1 項関係

電子決済手段信用取引によって利用者が取得した金銭又は電子決済手段であって、当該電子決済手段信用取引の信用供与に係る債務の担保に供されているものについては、本条の対象外とします。

第 4 条第 4 項関係

本項における「定期的」な担当者の交代とは、協会が指定する期間内に交代を求めるものではなく、会員自身が事故・不正行為等防止の観点から、分別管理業務の担当者が長期間に亘り同一業務に従事することのないよう、適当な期間を設けるものとします。また、定期的な交代をさせる以外にも、定期的に連続休暇、研修等により職場を離れる方策をとることも有益と考えられます。

なお、この項でいう担当者とは、秘密鍵の管理者を指すものではなく、例えば管理者の指示等に基づき送付の手続きを行う者（受払担当者）とブロックチェーン上に記録される数量と、会員の社内帳簿等の資料に記録される数量との合致を確認する者（照合担当者）等のオペレーターとなる職員を想定しています。

第 6 条第 1 項関係

分別管理監査に対応するための必要な社内体制とは、社内規則・マニュアルの策定、対応部署の設置等を含みますが、これに限るものではありません。

第 6 条第 2 項関係

取締役会及び監査役会が設置されていない場合、これに代わり取締役及び監査役に報告がなされる体制を整備する必要があります。

第7条第1項関係

第1項に定める「資金決済に関する法律施行令第19条の7で定められる密接関係者」とは、(1)会員の役員又は使用人、(2)会員の親法人等又は子法人等、(3)会員の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人のいずれかに当たる者（信託会社及び外国信託会社並びに資金移動業者を除く。）をいう。役員、親法人等及び子法人等の定義については、同条を参照してください。

第8条第2項第1号、第2号関係

個別利用者区分管理金額の計算に加えるべき保証金の取扱いについて、第1号に規定しています。

第8条第2項第9号関係

クレジットカード等を利用した利用者の入金行為については、カード会社から承認が下りた時点で個別区分管理必要額に組み入れる必要があるものと考えられます（平成29年3月24日金融庁「「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について」109番参照）。

第8条第3項関係

帳簿記録間の照合を伴う残高確認は、日々行うことが最も好ましい方法ではありますが、実務運営上、日々の照合は簡略化した手続きによる場合も少なくないことから、利用者財産の安全管理の精神を踏まえて、少なくとも月に1度、年度決算時に準じた手続きを踏んだ確認作業を行うこととするものです。

第9条第1項関係

「その他信託事務の処理に必要な費用」としては、受託者、受益者代理人の報酬などが想定されます。

第10条第2項第5号関係

2営業日以内とする基準は、信託の受託者たる信託会社あるいは信託兼営金融機関の営業日とします。

第12条第1項関係

「利用者電子決済手段が利用者に帰属することが明らかであるとき」とは、例えば、会員が、法第2条第5項第3号に規定する特定信託受益権のうち受益証券発行信託に係る受益権に該当するものを利用者のために管理する場合（会員が受益証券発行信託の仕組みを用いた特定信託受益権を管理する場合）であって、各利用者が受益権原簿において受益権者として記載されている場合が考えられます。他方、会員がこのような受益証券発行信託の仕組みを用いない特定信託受益権を管理するときは、前条に規定する方法により管理する必要があります。

なお、会員が受益証券発行信託の仕組みを用いた特定信託受益権を管理する場合であって、当該特定信託受益権を表象するトークンに係る秘密鍵を自ら管理するときは、当該秘密鍵について、本条第1号に定める方法により管理する必要があります。他方、会員が直接当該秘密鍵の管理をせず、第三者に当該秘密鍵の管理を委託する場合には、当該秘密鍵について、当該第三者をして、本条第2号に定める方法により管理させる必要があります。

第15条第3項関係

利用者電子決済手段が受益証券発行信託に係る受益権の場合（会員が受益証券発行信託の仕組みを用いた特定信託受益権を管理する場合）には、受益権原簿に記録されている各利用者に帰属する受益権の数量の合計量との照合を含みます。

第16条第1項、第2項関係

府令第38条第3項後段又は府令第27条第7項第1号ロに規定する方法とは、「電子決済手段を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法」ですが、一度でもインターネットに接続したことのある電子機器等は「常時インターネットに接続していない電子機器等」には該当しないことに留意が必要です。「これと同等の技術的安全管理措置」が講じられていると認められるか否かは、個別具体的な事例に応じて実質的に判断されますが、一例として、秘密鍵等が、署名時に限りインターネットに接続される電子機器等に記録して管理されているが、当該電子機器等に記録されている秘密鍵等が当該電子機器等から外部に一切移転せず当該電子機器等の中で署名ができる技術的仕様となっており、かつ、当該秘密鍵等による署名が手動で行われることにより、その都度、取引内容の真正性が確認される場合が挙げられます。

第 16 条第 3 項関係

府令第 38 条第 7 項第 2 号ロに規定する方法とは、「利用者の電子決済手段の保全に関して、当該電子決済手段等取引業者電子決済手段等取引業者が自己で管理する場合と同等の利用者の保護が確保されていると合理的に認められる方法」ですが、「自己で管理する場合と同等の利用者の保護が確保されていると合理的に認められる」場合として、以下のような例が挙げられます。

- ・ 当該第三者において、内閣府令第 38 条第 7 項第 1 号ロの措置が適切に講じられており、かつ、流出リスクへの必要な対応が適切に行われていること。
- ・ 委託者である電子決済手段等取引業者において、委託先管理が適切に行われること。

第 17 条第 1 項関係

第 17 条第 1 項の必要な資産の保全その他これと同等の利用者の保護を確保することができると合理的に認められる措置としては、例えば、履行保証金保全契約（法第 44 条に規定する履行保証金保全契約をいう。）又は履行保証金信託契約（法第 45 条第 1 項に規定する履行保証金信託契約をいう。）と同等の契約を締結する方法による保全が考えられます。

また、利用者の外国電子決済手段の買取りを行うために必要な資産の算定及び保全のための合理的な措置としては、毎営業日ごとにこれを算定し、不足が生じた日の翌日から起算して 2 営業日以内に不足を解消することが考えられます。

なお、外国電子決済手段について、当該債務の履行等が行われることとされている外貨ではなく、円貨で必要な資産の保全等を行う場合には、利用者の保護を確保することができると合理的に認められる措置としては、為替相場の変動のリスクを踏まえて、例えば、不足額が生じないよう保全額の算出方法を定めること等が必要であることに留意してください。

第 18 条関係

秘密鍵の保管環境、保管方針の公表内容については、詳細な内容を公表した場合、セキュリティに対するリスクが増加するおそれもあることから、具体的な公表内容については、会員各社による工夫が求められます。例えば、マルチシグの採用や、コールドウォレットでの保管比率、対象秘密鍵を保管しているサーバー等の管理方法、電子決済手段の入出金の際の認証方法等の方針を公表することが考えられます。

附則（2024 年 5 月 10 日決議）

このガイドラインは、2024 年 10 月 25 日から施行する。

附則（2026 年 6 月 15 日決議）

このガイドラインは、2026 年 6 月 30 日から施行する。